○東北地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾花沢市大字野黒沢字西原六二五番一から同市大字野黒沢字下野黒沢六七一番一まで	前	三九・〇〇～一四〇・七〇（メートル）	〇〇・二九四（キロメートル）	
	後	三九・〇〇～一四〇・七〇（メートル）	〇〇・二九四（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	尾花沢市大字野黒沢字西原六二五番一から同市大字野黒沢字下野黒沢六七一番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十九号

吉井川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省中国地方整備局及び同局苫田ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日　中国地方整備局長　福田　功

次の図面（第十七号図から第二十号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

附　則

昭和五十七年二月十二日建設省告示第百六十二号（河川予定地として指定する件）は廃止する。

○北海道開発局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日　北海道開発局長　関　克己

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十号及び二百四十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市阿寒町オクルシュベ七番三から同市阿寒町オクルシュベ四番三〇まで	前	七・〇〇～六一・〇〇（メートル）	〇・九一八（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一三・〇〇～九五・〇〇	〇・八八七	
	後	一三・〇〇～九五・〇〇	〇・八八七	
釧路市阿寒町シアンヌ四番一五から同市阿寒町シュリコマベツ四番四まで	前	六・八〇～二一・五〇	一・〇二七	
	B	二一・五〇～四九・〇〇	一・三三三	
	後	一六・三〇～四九・〇〇	一・一九五	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道川上郡弟子屈町字屈斜路二二七番一四から同町字屈斜路二二七番一三まで	前	二五・〇〇～二五・〇〇（メートル）	〇〇・〇五五（キロメートル）	
	後	二二・〇〇～二五・〇〇（メートル）	〇〇・〇五五（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道標津郡標津町字川北国有林釧路根室森林計画区根釧東部森林管理署五〇林班い小班地内	前	二〇・〇〇～二二・〇〇（メートル）	〇・八〇八（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二三・〇〇～八〇・〇〇	〇・七〇〇	
	後	二三・〇〇～九五・〇〇	〇・七〇〇	
北海道標津郡標津町字川北国有林釧路根室森林計画区根釧東部森林管理署五〇林班い小班から同町字川北国有林釧路根室森林計画区根釧東部森林管理署五一林班い小班まで	前	二三・〇〇～四四・〇〇	一・〇〇〇	
	後	二三・〇〇～七五・〇〇	一・〇〇〇	
北海道標津郡標津町字茶志骨五二〇番一地内	前	二二・〇〇～二五・〇〇	〇〇・四一六	
	B	二二・〇〇～三八・〇〇	〇〇・四二二	
	後	二二・〇〇～三八・〇〇	〇〇・四二二	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道目梨郡羅臼町幌萌町四〇番一地内	前	四〇・五〇～七一・五〇（メートル）	〇・〇九九（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	四一・五〇～六二・〇〇	〇・〇九九	
北海道目梨郡羅臼町幌萌町四〇番一から同町峯浜町七番一まで	前	六・八〇～三八・五〇	〇〇・八一三	
	B	九・七〇～四二・〇〇	〇〇・七三九	
	後	九・七〇～四二・〇〇	〇〇・七三九	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日　北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十号及び二百四十一号	釧路市阿寒町オクルシュベ国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署二一二〇林班ろ小班から同市阿寒町オクルシュベ国有林釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署二一二九林班に小班まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部